

第4回 彦根市行政評価委員会
彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第4回 彦根市行政評価委員会		
日 時	平成28年10月3日(月) 午後2時00分～午後4時30分	
場 所	彦根市役所4階 42会議室	
出席者	委 員	別紙のとおり
	市職員	福祉保健部次長、福祉保健部各関係課職員 〔事務局〕企画振興部次長、企画課職員
欠 席 委 員	池上委員、宗野委員	

【開 会】

【委員会の成立について】

委員8人中、6人が出席。過半数以上の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

【事務局より資料の説明】

【141 生活環境・自然環境の保全と創出 について振り返り】

評価点変更なし

有効性 15.0 必要性 16.8 妥当性 11.2 効率性 13.7

総括評価は、具体事例をあげ、適宜修正。

【142 低炭素社会の構築 について振り返り】

評価点変更なし

有効性 15.6 必要性 16.2 妥当性 13.7 効率性 13.7

総括評価は、具体事例をあげ、適宜修正。

【311 人権尊重のまちづくりの推進 について振り返り】

評価点変更なし

有効性 17.5 必要性 17.5 妥当性 14.3 効率性 15.0

総括評価は、具体事例をあげ、適宜修正。

【345 医療保険事業の充実について振り返り】

評価点変更なし

有効性 17.5 必要性 18.7 妥当性 15.6 効率性 15.0

総括評価は、具体事例をあげ、適宜修正。

【341 支え合いのまちづくりの推進】

福祉保健部次長より施策の内容、平成 27 年度の取組内容及びその結果について説明

〔現状と課題〕

家族が地域意識の変容などによって、人や地域のつながりが希薄化している現状がございます。こうした中、行政あるいは民間団体、ボランティア団体、NPOなどの福祉関係団体等の連携によって共助の仕組みづくりを構築するとともに、また住民が主体となった地域社会をいかに推進していくかというのは大きな課題となっております。

その推進を図る上で、重要な役割を担うのが、彦根市社会福祉協議会でございまして、現在この市社協では、平成 27 年 3 月に策定された地域福祉活動計画に基づきまして、さまざまな地域福祉活動を展開しております。また高齢者や障害者など自然災害時に何らかの避難支援が必要な方に対する支援の仕組みとして、災害時避難行動要支援者支援制度を設けておりますが、この制度も市社協に委託しております。こうした活動に対する必要経費にいたしましては、市が助成を行っているものです。

次に、行政等の支援のつなぎ役ということで、大きな役割を果たしていただいているのが、民生委員・児童委員でございます。委員の皆さんのが展開される福祉活動に対しても、引き続き支援をしていく必要があるというふうに考えております。

〔めざす成果〕

地域福祉活動計画に基づき、さまざまな地域福祉活動を展開されることによって、地域ニーズに即した助け合い、支え合いの共助の仕組みづくりが推進されるものと考えております。

[市が取り組む主要な事業]

まず 1 つめの「地域福祉活動への支援」について、平成 27 年度における主な取り組みでございますが、市社協の地域福祉活動を担当する職員の入件費助成などを行い、また民生委員・児童委員の皆さんに対する活動支援の資質の向上などに努めました。

次に、2 つめの「人材の発掘と育成及び市民参加の促進」では、地域防災体制づくりの基礎講座や災害ボランティアを育成する事業のほか、福祉団体等の活動を支援する事業に対し、助成を行っているところでございます。

次に、3 つめの「協働による支え合いのまちづくりの取組」では、市社協を中心となって福祉委員制度の仕組みづくりや、住民福祉懇談会を開催されたほか、学区社協などが実施したサロン活動等に対しまして、支援を行いました。

[指標による評価について]

いきいき安心推進事業、地域福祉活動回数が著しく減少しております。この要因として、まず補助対象事業としてのサロンの実施回数が減ったことによるものです。それから平成 26 年度は福祉學習会を 57 回実施されておりましたが、平成 27 年度は行動計画を策定されるための話し合いが中心となり、話し合いがもたらされた数字についてはカウントしなかったということによるもので、前年度の回数とは少し事情が違い、単純に比較できないところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、災害時要援護者登録者数は毎年少しずつ増えておりますが、目標値との比較では約 85% となっておりまして、その登録者数の推進に向けて、増加に向けて取り組みを図っていく必要があると考えております。

[行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について]

総括評価の項目の中で、地域福祉活動計画の策定が遅れていることに対する市社協への働きかけ、また民生委員が安定的に選任されるような取組についての 2 点、ご意見等いただきました。まず、地域福祉活動計画につきましては、市社協へ継続的な働きかけを行いました結果、平成 27 年 3 月に策定をしていただきました。また、住民福祉活動計画を平成 27 年度中に全学区で策定されました。また、民生委員・児童委員については、平成 29 年度、民生委員制度が始まって 100 周年となりますことから、広報ひこねを活用して、

広く市民の皆様に周知を図っていきたいと考えております。

次に、各地区の社会福祉協議会への適切な支援、協働の取組の必要性についてのご意見は、彦根市社会福祉協議会を通した支援を行っており、後期計画における現状と課題の中に、その旨の記載をしました。

次に、福祉バス廃止の経過措置を含めての現状につきましては、福祉バス運行事業を平成28年度限りで廃止するという経過措置として、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2カ年度にわたって、限定的に彦根市社会福祉団体等福祉活動費補助金を制定しました。従来の委託方式から補助金制度に改正を行った結果、平成27年度の実績は平成26年度と比較して、約2.4割の利用減ということになり、適正利用が図られたと考えております。

最後に、妥当性及び効率性で低い評価となったことに対する意見ですが、評価いただいた内容を参考にさせていただきますとともに、この結果を真摯に受けとめ、今後も事業の改善を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔委員長より、各委員に意見、質問を求める〕

○委員

妥当性 1.0 をつけておられる副委員長が、評価の理由のところに、彦根市社会福祉協議会と稲枝社会福祉協議会の不平等・不公平の是正を求めますということを書いておられますが、もし差し支えなければ副委員長がどのようなことを不公平とか不平等と感じておられるのか教えてください。

○社会福祉課

以前の行政評価委員会の中で、副委員長からご質問いただきました。内容としましては、今、各学区の社会福祉協議会は全てで19の学区・地区がございます。その中で、稲枝地区の社会福祉協議会では900円の会費を取られています。他の地域社協ではそういうことがないので、いわゆる公平性の観点からご指摘があったと聞き及んでおります。

ただ、これについてはそれぞれ学区社協で決められていることですので、市としてそこに深く関与するという立場にはございません。経緯は定かではありませんが、稲枝は以前合併される前からの経緯もあるのかと思います。特殊な事情もあるのかと思いますが、行政としては関わりが持てないということで、ご理解をいただくように以前も委員会の中で

もご答弁申し上げた状況です。

○委員長

これは行政に関わることではないという理解をさせていただくのがよいと思いますが、それを副委員長が理解されないと、いつまでたってもこういう評価が出てきますから、次回以降、副委員長に理解していただくことが大事だと思いますが、どうでしょうか。客観的に行行政が関わることではないと、私自身は理解しております。

○事務局

今日は来ていただいてないので、この意見に対する確認ができないですが、一昨年の行政評価委員会で、市社協と稲枝社協の公平性の問題が議論された時にも、不平等・不公平の是正を市内の中で求めたい、というご意見に対して、さきほど福祉保健部次長が回答した内容と同様のことを副委員長にご説明させていただいたところですが、今のところ、ご意見はえていらっしゃらないということです。

○委員

地域の方々の中で、民生委員へのなり手がない等要因があると思いますが、例えばこういう取り組みをしたことによって、民生委員の年齢構成が少し変化をしたとか、ポジティブに捉えられる変化や兆しはありますか。それともなり手もなかなかいない中、無理やり頼んでいる状況に変わりがないと判断されているのでしょうか。現状、様々な問題については理解しているのですが、それに対して何か改善方法があるのかないのか、僕も考えているのですが、できたら少し年齢構成が少し若くなったりしていくべきかな、と思うのですが、現場の方がそういった点についてどのように感じておられるのか、また民生委員の方の選出についてご苦労されている点もお聞きしたいです。

○社会福祉課

実際のところ民生委員活動は大変な部分がありますので、どうしても、現役で働いている方は難しい傾向にあります。中には 30~40 代の若い方もおられますが、全体からいうとごくわずかです。そういうことでいうと、やはりどうしても年齢が 65 歳以上の方が多くなってしまいがちです。

○委員

年齢の推移は、65歳で退職したくらいの人をずっと捕まえ続けて何とか維持している状況でしょうか。

○社会福祉課

そもそも適正年齢といつていいのかわかりませんが、75歳が1つの基準となっており、民生委員・児童委員・主任児童委員だと55歳が年齢基準となっています。65歳から数年間続けてくださる人もおられますが、そういった方も75歳を契機として、次にバトンタッチと考えておられるというのが実情です。

○委員

その年齢構成の中で、地域で何とかなり手を見つけてもらって、一応、最低限ミニマム維持はできている状況と認識されているということですね。

○社会福祉課

はい、そうです。

○委員

今の民生委員は活動報告書を提出されているのでしょうか。

○社会福祉課

毎月、各単位民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という。）ごとに活動回数などを提出してもらっています。

○委員

年齢的なこととか、問題点とか、民生委員として活動しにくいことがあるとか、そういうことは書いておられないですか。

○社会福祉課

どちらかというと、年齢というよりは、各個人の方のモチベーションというか、そちらのほうが大きい気がします。積極的に活動してくださる方と、兼任されておられる方では、どうしても活動回数で差が出てくるので、その点に関しては、それぞれの各単位民児協の会長さんが、「もうちょっと頑張れませんか」と声かけはしてくださっているのですが、各委員の資質、それぞれの委員さんのモチベーションや状況で差が出てきている状況です。

○委員

皆さんが集まって、お互いに学びあったり話し合ったりするという会合はありますか。

○社会福祉課

それぞれ少なくとも月1回、各単位民児協といいまして、各地区の民児協で集まられます。そのときに困難ケースについては、相談されている場合もございますし、それ以外に県からの研修ですとか、あとは17の各単位民児協が集まって市で連合会を形成おり、その中で各高齢福祉部会、児童福祉部会、障害福祉部会に来て、そこで研修などを行っておられます。

○委員

民生委員内容を募集する際に、民生委員とはどういった仕事をするのか、マニュアルがあるから基本的には誰でも対応できるとか、十分な研修整備がされている、とかそういう情報をきちんと掲載すれば、もう少しなり手について考えてもらえると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○社会福祉課

全国の民児協連の組織からマニュアルや冊子は作られており、パンフレットや手帳もあります。そういう意味ではマニュアル面は充実していると思います。

ただ、どちらかというと民生委員はすごく大変という認識が一般の中で広がっていて、断られるケースが多くあります。

○委員

大変だという認識をクリアしないと、皆さんこれから入ってこないですよね。PRの

仕方が原因なのか判断しかねるのですがどうでしょうか。

○社会福祉課

福祉の制度・施策は、非常に多様化していて、民生委員さんが関わっていただく業務が非常に膨れ上がってきており、「おおむねこういうことをしていただく必要があります」と全部申し上げると、もうそれだけで断られる方もおられます。逆に「大体こんなことをしていただけたらそれでいいです。」と言うと、なってはいただくのですが、いざ一緒に連携をとらせてもらうと、「そんなとここまでやるとは聞いていない。」という齟齬にも繋がるので、なかなかなっていただくときの説明が非常に難しいという点で、担当課としても頭を悩ませております。なり手がなかなか見つからない問題は彦根市だけでなく、全国的な問題になっておりますので、先日県庁に行かせていただいた際、県内でも比較的民生委員さんのなり手に困っていない自治体の事例、若い力を活用して民生委員さんが出されているような自治体の良い事例について、県のほうで情報収集していただき、情報提供いただきたいとお願いしております。できるだけ頭を柔軟に切りかえて、なり手が見つかるように努力していますが、なかなか難しいのが現状です。

○委員

皆さんのような若い方々が率先して表に出て体験されると、より多くの住民の方に指導されるときにお話できるのではないかなどと思ったりもします。先ほど委員さんが言われたように、60歳で定年じゃなく65歳以上の定年制をとる企業が増えてきているので、経験豊富な第二の人生を歩む人たちの力が使えなくなってきた現状の中で、問題をクリアするのは難しいことだと思います。

○福祉保健部次長

地域の中での人のつながりが希薄化しております。民生委員・児童委員に限らず、自治会活動そのものですら、以前に比べると衰退化しています。私たちの住んでいる自治会でも、民生委員・児童委員・自治会長は負担がかかるので、結局なり手がない現状におかれています。民生委員・児童委員は3年の任期の中で、業務の内容も非常に幅広いですし、負担が大きくなるとそれを受けていただくというのは、現実難しいところがあります。

自治会として民生・児童委員の選任ができないということで、自治会長さん自ら窓口に

足をお運びいただきますと、その自治会の方々に業務内容など説明し、お願いしにいく時に担当係長が同行することもあります。行政として自治会に支援できる部分と、できない部分があるわけで、誰にするかを最終的に決めていただくのは自治会ですが、担当課としてもできるだけ協力させていただきながら、お願いをしていこうという現状です。

○委員

個々の問題の内容が広範囲で複雑になってきています。1人の人に全部お願いするのではなく、業務を作業分担して複数人に分けることは難しいでしょうか。

○福祉保健部次長

1つの自治会に対して、複数人で担当していただくことは基本的にあり得ません。当然いろんな相談の中で得た情報というのは、守秘義務がありますので、複数の方が相談業務に携わっていただくというのは問題があります。

○委員

体育委員さんみたいに数名いると、活動しやすいですし、もし問題に突き当たったときに、皆さんで相談しながら対応していくのが良いのではないかと思ったのですが、難しいのですね。

○社会福祉課

業務が、守秘義務を含んだ内容のため難しいです。

○委員長

福祉委員と民生委員のすみ分け、仕事内容の役割分担について、そのあたりの違いは、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○社会福祉課

民生委員は、相談受けた後、その人に「〇〇に相談に行ったらどうですか。」と教えてあげるのが仕事です。民生委員の仕事は、住人と行政や関係機関をつなぐ、パイプ役のイメージです。福祉委員は、学区や地区によって状況は様々ですが、私が知っている地区で

すと、サロン活動や小地域福祉活動を積極的に参加されているイメージです。

○委員長

活動内容が少し違うのかもしれません、自治会と行政とのつながりという意味合いにおいては、同じような位置づけですよね。微妙にやり方が違うかもしれません、やっておられることは、かぶっているのではないかと思いました。これに対して市は自治会に対して、委託金あるいは補助金・助成金を交付していらっしゃるのですか。

○社会福祉課

市から市社協へ助成をし、市社協が、各学区社協、各地区社協に対して、補助を行っておられますので、社会福祉課のほうから、自治会へ直接の助成金などはないです。

○委員長

福祉委員は、現在 190 人おられます、福祉委員になってもらえて、民生委員にはなってくれないということですか。福祉委員と民生委員を兼ねてやっていただくことはできるのですか。

○社会福祉課

兼務してはいけない、ということを聞いたことはないです。

○委員長

民生委員の方と福祉委員の方は情報交換等連携されていらっしゃるのですか。

○社会福祉課

はい。サロンを開催するときに、福祉委員さんも民生委員さんも来ていただいておりますので、そういう場で情報交換等連携はもちろんあります。

○委員長

民生委員さんには守秘義務がありますよね。

○社会福祉課

そこら辺が難しいところではあります。具体的なケースについては、民生委員として得た情報は言えないです。どちらかと言うと、情報収集するのがメインになっていると思います。

○委員長

民生委員が、福祉委員に情報収集されるということですか。

○社会福祉課

話の中で情報収集して「今度この家庭を訪問してみよう」という活用もあると思います。

○委員

同じ区内であっても、担当する地域が少しずつ違って、お付き合いの範囲やネットワークが違うところの人人がたくさんいると、民生委員に情報が集まりやすいという仕組みであれば、それはそれで、値打ちがあるということはわかりました。

○委員

そういう役割が有効に活用されているのかという検証・確認・追跡をしていかなければいけないと思います。民生委員の登録が何人でしたで終わるのではなく、例えば福祉委員のネットワークが広がることによって、民生委員の負担が軽減された事例や、福祉委員と民生委員との連携によって民生委員が動きやすくなった事例等、行政としてその確認をしていただき、それが1つの成果として上がってくると、福祉委員が設置されていることにこんな意味があって、こういった効果があるという事が見え、彦根市の行う福祉施策の評価ができますので、ぜひそのあたりのことを考えていただけたらと思います。

○委員

コーディネート機能の効果が発揮されていると認識するには、情報が不十分だと感じています。例えばサロンの回数が増えているところもあれば減っているところもあって、減っているのはなぜかというと、自治会予算で実施されているところが増えていったためと書いてありますが、じゃあ自治会はどのように回数が増えているのでしょうか。具体的な

数値を見させていただくとわかるのですが、外に対する把握ができているのかなと疑問を持つてしまいました。

「地域福祉活動計画の策定により、地域住民のニーズに沿った支えあいの仕組みづくりが具体化された。地域での互助基盤の弱体化、地域での課題が見えにくくなっているという課題を解決していくために、彦根市社協には地域福祉をコーディネートしていく組織への変革を求め、その組織改革を支援する。」とありますが、そこも、どのような支援をしていくかが見えにくいです。私自身、事前資料を見させていただいていて、評価がしづらいなと思い、低い評価点数になってしまいました。

また、平成27年度事業の結果で「彦根市としては、災害対策基本法の改正を契機とし、災害時要応援要援護者支援制度について運用方法の見直しを行った。」とありますが、どのように見直したのかがわからないですし、支援したとか援助したとかいう簡単な言葉だけでは評価ができませんでした。評価ができるよう補足資料等をいただきたいと思います。

○委員長

他にいかがですか。ないようですので、委員会としての評価を決めていきます。

まず、事前評価点数ですが、これにつきまして、変更ございましたらお願ひします。

ないようございますので、集計表のとおりとさせていただきます。

次に、総括評価ですが、修正等ございましたらお願ひします。

では、ないようございますので、事務局で取りまとめをよろしくお願ひします。

○委員

「評価できる点」で、「いきいき安心推進事業地域福祉活動回数」が減ったのは、ある意味、指標によっては低下していますが、中身を読ませていただいたら、地域の自治会それぞれの自助努力で回数が減ったと書かれています。この言葉をそのまま受け取って、考えるならば、非常に理にかなったいい方向に向かっていると思いますが、そのあたりはこの文章が適切かどうか、確認したいです。

○社会福祉課

先ほどご意見くださいましたように、客観的に計量的な資料をお示しできていない状況で申し訳ありません。稲枝や亀山、城北地区のサロン活動は活性化しており、それらの地区に

については、自治会として実施するところが多かったと聞き取っています。

○委員

回数は減ったけれども、すべき支援や、まちに起こっている福祉の取組としての状況は、悪くなっているわけではないという認識でよろしいですか。

○社会福祉課

そうですね。補助対象としてカウントする回数は減っておりますが、実際行われた回数自体が減ったわけではないという認識でお願いします。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは委員会としての総括評価におきましては、事務局で取りまとめお願いします。

評価点変更なし

有効性 17.5 必要性 18.7 妥当性 12.0 効率性 14.3

【343 高齢者支援の推進】

福祉保健部次長より施策の内容、平成 27 年度の取組内容及びその結果について説明

〔現状と課題〕

本市の高齢化率は平成 28 年 3 月末で、23.5%となり、今後もさらに上昇していくことが明察されています。こうした中、いわゆる団塊の世代の人たちが 65 歳を迎え、退職者の新たな就労や、社会参加が期待されるとともに、誰もが健康で、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを実現することが、課題となっています。

また、認知症高齢者が増加している中、その対策も課題であり、認知症対策事業を効果的に推進する必要があります。

さらに、介護現場の人材不足が深刻な状況の中、その人材確保も課題となっており、取り組みを進めていく必要があります。さらに、居宅介護サービス等の確保と実の向上が課題となっております。

このほか、介護保険料の収納率の向上を図っていく必要があると考えております。

〔めざす効果〕

元気な高齢者の皆さんには、地域を支える重要な担い手として、活躍できる環境づくりを目指します。また、介護予防事業を推進するなどして、地域の活力を担う一員として、活躍できる高齢者が増加することを目指します。さらには、地域密着型サービスの基盤を確保し、良質なサービスが提供されることを目指します。

〔市が取り組む主要な事業〕

まず 1 つめの高齢者の活動支援の充実の取り組みとして、シルバー人材センター及び老人クラブへの活動支援を行いました。

次に 2 つめ介護予防等の推進では、(1) の介護予防の推進として、「コツコツ続ける金亀（根気）体操」を広げるために、出前講座等の開催や、介護予防運動指導員の養成を実施するとともに、新しい介護予防体操として、「金亀（根気）体操+（プラス）」をつくりました。(2) の認知症対策の推進では、認知症ほっとサポートセンターを設置し、養成講座を開催するなど、包括的な取組を推進しました。また、脳の健康チェック付ほっとかない認知症講座の実施や、介護家族のつどいほっこりへの支援、さらには認知症 HOT カフェン de 事業の実施により、飲食店での認知症カフェを平成 27 年度に 1 箇所を開設しました。(3) の介護保険事業の運営では、地域密着型サービスを整備するとともに、福祉の職場説明会や介護職員に対する職場への定着支援研修を開催しました。

また介護保険制度の安定運営を図るために、電話での催促、口座振替の勧奨等により滞納処分の実施等を行い、保険料収納率の向上に努めました。

〔指標による評価〕

シルバー人材センター登録者の割合については、登録者数が前年度比 33 人増で、増加しましたが、65 歳人口も増加しておりますことから、割合としては 3.9% と、横ばいになっており、さらなる取組が必要と考えております。

また 65 歳以上人口に対する要介護等認定者の割合も、これも前年度と同じ 17.0% でした。しかし、介護度は上昇する結果となっており、介護予防に向けた取組が必要であると考えております。

[行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について]

まず、高齢者を対象とする事業の整理に関するご意見については、彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を展開しているところであり、より効果的な施策となるよう取り組んでまいります。

次に、緊急通報システムについて、インターネット環境等の変化を踏まえた目標値の見直しのご意見いただきました。これにつきましては、現在のところ、システム自体の見直しは考えておりませんが、今後利用対象世帯の増加が見込まれますことから、目標値については見直しも必要であると考えております。

次に、老人クラブに対する補助の継続、活動資料として、地域における貢献度を1つの目安としてはどうかとご意見につきましては、老人クラブ活動への支援は、地域を豊かにする自主活動に対して行っているものであり、その活動実績が、1つの目安であると考えております。また、老人クラブ活動に参加されている元気な高齢者には、地域を支える重要な担い手として、期待をしており、老人クラブへの加入率は減少傾向にありますが、身近な地域での高齢者の「出番」や「居場所」の観点から、今後も継続して補助していく必要があると考えております。

次に高齢者に対する有償サービスの拡充及び支援事業の見える化につきましては、現在実施している有償サービスの料金改定は行わず、また新たな有償サービスの開始も行いませんでした。事業啓発につきましては、金亀（根気）体操+（プラス）などについて、動画配信等による周知を図り、65歳到達時の介護保険証送付時に、同封していたチラシの充実も図りました。

次に、支援を必要とするひとり暮らしの高齢者に対する手だけにつきましては、民間事業者、それから彦根警察署及び彦根市が連携する「彦根市高齢者安心・安全ネットワーク」を平成27年度に設立しまして、支援を必要としている高齢者の早期発見・早期支援及び特殊詐欺や交通事故等を未然に防止する取組を開始したところです。

最後に、妥当性及び効率性で、低い評価となったことに対する意見ですが、妥当性につきましては、より効果的な施策となるよう取組、市の高齢者福祉のさらなる推進を図ります。効率性については、地域の支えあい事業と介護予防事業を中心に、より効果的な事業内容となるよう取り組んでいきたいと考えております。

[委員長より、各委員に意見、質問を求める]

○委員

高齢者介護予防講座推進事業の指標目標値 300 人に対して、現在値が 385 人で、数値は目標をかなり超えているのですが、現在値にあるこの 385 人の方には十分助成ができるですか。多分この数値は増えていく可能性がありますが、それは予算的に大丈夫でしょうか。目標数を変える予定はないですか。

○医療福祉推進課

高齢者が増えていくことで、介護予防に取り組んでいただく方も、当然増えていくと思っております。今後助成数値が増えていくことを見越して、予算的にも、また目標値的にも考えていきたいと思います。

○委員

金亀（根気）体操、金亀（根気）体操+（プラス）についておもしろい取組だと思うのですが、単純に普及率や効果をお聞きしたいです。

○医療福祉推進課

金亀（根気）体操は座ってする介護予防体操なので、比較的高齢の方向けに身体に負担がかからないような体操にしており、金亀（根気）体操+（プラス）は、比較的若い方向け、40代の方からも始めてもらえるようなもので、身体に負荷がかかるような体操です。金亀（根気）体操を取り入れていただいた自主団体や、グループ数が今年 69 団体ということで把握しています。金亀（根気）体操を取り入れている団体が趣向をこらして、新たに金亀（根気）体操+（プラス）も取り入れてもらっている状況です。金亀（根気）体操+（プラス）だけを取り入れていただいている団体数は把握しておりません。

○委員

高齢者住宅小規模改造助成事業の指標となる補助対象者件数が、平成 23 年度は 22 件だったのが、平成 27 年度 11 とは半減していますが、どうしてここまで減ってしまったのか教えてください。

○介護福祉課

小規模住宅改造事業については、介護保険の住宅改修制度と合わせて利用されているケースが多いという実情がありますので、そういう面も含めて、ケアマネさんが集まる会議等でケアマネさんに直接説明をさせていただいておりますが、なかなか利用に結びついていない現状です。今年度から 65 歳以上になられた方に、新たに送付する被保険証に、チラシを同封させていただいて、ケアマネさん、プラスご本人さんに直接の周知を図っていきたいと考えています。

○委員

助成金額的に十分でないとか、そういう要因ではないですか。

○介護福祉課

例えば自宅に手すりをつける際、そこまで事業費がかからなければ、介護保険の制度内でおさまりますので、それを超える大きな改修をされた場合に、小規模住改にかかるべくすることになります。介護保険制度の住宅改修が優先になりますので、金額の問題ではないと認識しております。

○委員

多くの事業で「要援護高齢者発生率」という指標が共通して設定されており、指標としては不適切だと思います。例えば、利用者負担軽減事業なら利用者の数、給付費用適正化事業なら送付件数あるいは該当者に対する送付した件数のパーセンテージ等の方が良いですし、もう少し事業ごとの内容を表す指標に変えたらと思います。

○委員

高齢者 24 時間対応型安心システム事業の目標値 100%に対して、現在値 4% と非常に低い値ですが、低い状況に対しての問題点や取組内容について、ご説明ください。

○介護福祉課

まず内容が、介護を必要とされる方の状態は様々ですが、特に独居の方がたくさんいらっしゃいます。従来ですと基本的にデイサービスというのは日常、日中しかご利用いただけないのですが、事業者が手を挙げた場合だと、宿泊も受けいただけるサービスにな

つておりました。しかしながら、デイサービスの施設自体が宿泊できる施設として向いていなかったところあり、国もその辺りにてこ入れをしようということになりました。そこで、デイサービス施設で宿泊業務をする際にはまず届け出をしなさいと平成27年4月から変更されました。併せて、宿泊される介護保険施設に関しては必ずスプリンクラーをつけなさいと消防法の改正もありました。従来、高齢者24時間対応型安心システムの対象となるデイサービスの中で、スプリンクラーをつけている施設が今はもうない状態になっています。今、スプリンクラーはついていませんが、経過措置の間に整備しますと手を挙げていただいている事業所が2施設あり、30年までにスプリンクラーがつかなかつた場合は、宿泊可能施設はなくなってしまいます。

ただ、地域密着型サービスの中で、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護については株式会社アイズケアさんで事業を開始していただける予定ですので、彦根市としましては、こういった民間事業所さんでカバーしていただけると考えております。

○委員

期間内総事業費が800万ということですが予算取りできてないのですか。

○介護福祉課

期間内の総事業費は800万ですが、そのうち1年間の人物費相当額が150万ぐらいあります。

○委員

設備に対する予算が若干低いような気がするのですが、登録率の低さと予算の関係について何か因果関係はないでしょうか。

○介護福祉課

急のご家族の出張などでどうしてもデイサービスにもう1日泊まっていただからといけないなど様々なご事情があり、これまで運営基準もなく、届け出もなくやっていたところですが、国からスプリンクラーをつけなければならぬという指針に沿って基準が示されたことによって事業所が少なくなったことが要因で、予算とは違う問題です。

○委員

2025 年に向けて高齢者が増えるという課題もあり、30 年までの経過措置で将来的なことを考えたら、可能であれば、市でスプリンクラーの補助をして事業所を増やすことも、シティーサービスにつながりますので、考慮していただけるとありがたいです。

○介護福祉課

県が実施する補助事業は、デイサービス等にスプリンクラーをつけるものですが、もともとデイサービス自体が宿泊を目的としたものでないので、人員基準も軽く見られています。そういう意味で市としては、地域密着型の宿泊型サービスについての補助を手厚くすることで、カバーしていきたいと思っています。

○委員長

シルバー人材センター運営事業について、高齢者の出番づくり、居場所づくりということでスタートしていますが、目標指標である就業率の推移が右肩下がりになっており、高齢者の出番・居場所づくりが数値的にはうまく一致しない気がします。

解決方法として「契約件数や契約高増加によって、自主財源の確保が図れるよう支援する」と書かれておりますので、具体的に、これまでどのようなことを支援としてされたのか、今後具体的にどのようなことを支援されていくつもりなのかお聞かせください。

○介護福祉課

シルバー人材センターに対する市の支援としまして、補助金を交付するのはありがちな 1 つではあるのですが、それ以外に、シルバー人材センターさんで、広報紙や会員募集のチラシを作られておりますので、それを折り込む形で、周知協力しております。

○委員長

それは随分前からされていらっしゃるのですか。

○介護福祉課

以前から継続していますが、細かい講座を開催する際にも依頼があれば、広報ひこねの募集欄により細かく掲載しています。

○委員長

平成 27 年度 83%で、最も高い年度 93%と比較すると、10%の差があって、この数字を PRなどで埋めることができないかと思いました。

○委員

登録者割合を平成 24 年度と平成 27 年度とで比べると、3.9%で変わっていないのですが、登録者数は増えています。65 歳で退職される方ばかりではなく、70 歳からでも働く方もおられます、現状はどうでしょうか。

○介護福祉課

登録者数は、年々増えております。

年齢につきましては、60 歳から 64 歳の方が低く、65 歳から 69 歳、後は 70 歳から 75 歳の方が、大きなウエイトを占めております。そうすると仕事をやめて入られる方との入れ替わり等あると思うのですが、細かいところは把握し切れておりません。

○委員

就業率について、仕事内容は年齢に見合った内容になのか、または複雑になってきて高齢者には難しくなってきているのか、どうでしょうか。

○介護福祉課

シルバー人材センターの方にお話しをお聞きすると、年金の支給開始がだんだん遅れてきており、フルタイムで働きたいと思う人が最近は多いのですが、シルバーの仕事は時間が短く、短期のお仕事が多いので、若年層の登録が少ないとというのが実情であるようです。本来、現役を退いたすぐの方に来ていただきたいのですが、なかなかそれが難しくて、継続雇用で 65 歳かそれ以上まで働かれた後に入られる方が多いので、現状は微増でとどまっていることへのジレンマを感じております。

就業率について聞いたところ、家の葉刈りをしてもらいたいという依頼が多いのですが、最近事務系の仕事を退職された方が多いので、登録される時にどういう仕事がしたい、という話があると、葉刈りと事務系の仕事では、ミスマッチがあるようです。求められる職

と、求職される方の希望との間でミスマッチが多いということです。

○委員

広報で葉刈りの講習会の募集をされているのは、そういうことですか。

○介護福祉課

はい、そうです。

○委員長

他にいかがですか。ないようですので、委員会としての評価を決めていきます。

まず、事前評価点数ですが、これにつきまして、変更ございましたらお願ひします。

ないようでございますので、集計表のとおりとさせていただきます。

次に、総括評価ですが、修正等ございましたらお願ひします。

では、ないようでございますので、事務局で取りまとめをよろしくお願ひします。

評価点変更なし

有効性 16.2 必要性 18.1 妥当性 12.5 効率性 13.7

【351 健康づくりの推進】

福祉保健部次長より施策の内容、平成 27 年度の取組内容及びその結果について説明

〔現状と課題〕

少子化や核家族化の進展に伴い、身近に子育てについての相談者が少なくなってきたこと、あるいは女性の社会進出などにより、社会環境が大きく変化をする中、子どもの健やかな心の発達や育児不安の軽減が求められています。

また、若年妊娠や高齢出産による子育て支援、あるいは不妊に悩む夫婦の増加などの課題もあり、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援していく必要があります。

また、不規則な生活や運動不足等さまざまな要因により、生活習慣病が増加している中、市民が生活習慣を見直し、正しい知識を身につけ、実践することができるよう、「ひこね元気計画 21」に基づいて健康づくりを推進していく必要がございます。

また、がん・心疾患・脳血管疾患の 3 大死因による死亡者数が、総死亡者数の約 6 割を

占めておりました。生活習慣病対策の充実が重要となってまいります。

さらに、新型インフルエンザなどの新たな感染症を含むさまざまな感染症が市民の不安や混乱を招き、市民生活への支障を来たすため、予防・啓発が重要となっております。

[めざす効果]

子どもから高齢者まで全ての市民の生命と健康を守る、市民自らが健康づくりを積極的に行うことにより、生涯健やかで心豊かに暮らすことを目指します。

[市が取り組む主要な事業]

まず 1 つめの母子保健の充実の主な取組としましては、特定不妊治療費及び人工授精に要する費用の一部助成、また、妊婦健康診査事業は、国が定める標準的な検診内容の全額公費負担を実施、さらに乳児のいる全家庭を 4 か月健診までに訪問する乳児全戸家庭訪問事業、これは市の民生委員・児童委員協議会連合会に委託して実施しました。

また、4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、2 歳 6 か月、3 歳 6 か月の節目の乳幼児に健康診査を実施し、発育状況に応じた適切な指導や助言等を行ったところです。

次に 2 つめの健康づくりの推進では、市の健康増進計画である「ひこね元気計画 21」の推進を図るため、脂質代謝異常などの 4 つの疾患に着目し、啓発を行いました。また、健康増進法に基づき、栄養の改善、その他生活習慣の改善を目的とした指導や相談を集団や個別で実施しました。

次に 3 つめの疾病予防の対策の推進では、がんの早期発見、早期治療を目的に胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診を実施しました。特定健診と同時に受診できる総合健診、あるいは託児付の検診の実施をはじめ、受診しやすい検診体制に取り組みました。また、ワンコイン（500 円）でがん検診を実施したほか、子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨等にも努めました。また、18 歳から 39 歳の健康診査を受ける機会がない市民、あるいは生活保護受給者を対象に生活習慣病予防に着目した健康診査を行いました。さらには 40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していない市民で希望された方に B 型、C 型肝炎ウイルス検診を実施したほか、40 歳から 60 歳の節目年齢の市民には、無料での肝炎ウイルス検査を実施しました。

[指標による評価]

まず、がん検診の受診率は胃がん検診、乳がん検診とともに増えており、ワンコイン検診の継続あるいは受診をしやすい検診体制、個別通知などが受診率の向上に結びついているものと考えています。

また、健康教室の参加者数についても、平成 26 年度と比較し、1,137 人に増加しており、いずれの指標にあってもほぼ予定どおり進んでいると認識をしております。

〔行政評価結果に対する施策・事業への反映状況について〕

まず総括評価で、目標に達していない事業にかかる指標そのものを変更するなど検討を行うようご意見をいただいておりますが、がん検診については、ワンコイン化あるいは土曜日検診、託児付検診の実施など、受診しやすい検診体制などに取り組みました。

また、国の示す指標で算出をすると低くなりますが、受診者数の実数では大幅に増加をしております。このことから、後期計画については、母子保健と生活習慣病予防に焦点を充てた指標とする予定です。また、各種事務事業の指標につきましても、再考に向け検討したいと考えております。

次に、訪問健康診査にかかる積極的な取組についてのご意見ですが、訪問健康診査は受診者を増やすものではなく、該当者があった場合を考え対応しているもので、実績がないのは寝たきり等であっても家族の支援、あるいは介護サービス等の利用支援、もしくは主治医の往診等で対応されているケースが多いためだと考えられます。

次にイベント時などいろんな手立てで市民の健康について指導や補助を、というご意見につきましては、平成 28 年度におきまして、他課や関係機関が実施するイベントの中で啓発をしております。また、高齢者や自治会等への出前講座、健康診査等での健康づくりの啓発など、対象集団に合わせた啓発を継続、実施していきたいと考えております。

次に、その他委員会での質問のうち、元気フェスタの意味につきましては、元気フェスタでたくさんの市民に啓発ということは有益であるというふうに考えますが、他のイベントにおいても趣旨等が同じものについては協賛や協力の形で啓発を図りたいと考えております。なお、今年度については、元気フェスタ 2016 へ、彦根市運動推進委員会の取組としてウォーキング大会を実施する予定です。

次に、胃がん検診受診率の目標値が低いと思われるがその根拠についてお尋ねをいたしました。これにつきましては、受診率は国が定めた方法で算出しているもので、職場等における受診者を対象者から省いているものではなく、真の受診率ではありません。

こうしたことから、単に受診率で評価するのではなく、受診率の伸びで評価することが妥当ではないかと考えております。なお、県の平均受診率よりも当市の受診率は高くなっています。

最後に、妥当性及び効率性で低い評価となったことに対する意見ですが、まず、妥当性については、市民が健康診査やがん検診を受診していただくことが重要ですので、そのために受診しやすい環境整備や啓発などの取組を進めていきたいと考えております。

また、効率性につきましては、予防接種や一部の検診は医師会に委託して実施しているものもございますが、委託が困難な事業も多いのが現状です。生活習慣病の予防につきましては、地道な取組が生活習慣病の発症予防や重症化予防につながり、結果として医療費の削減につながるものと認識しております。効率性は低くとも、事業の目的や地域の社会資源等の状況により、実施をしなければならない事業もあるのではないかと考えているところです。

担当課の自由記述欄には、健康推進課の現状をお示しさせていただきました。事業量が増えており、厳しい職場環境でございますけれども、施策強化等につきましては、毎年予算時期に課題等を明らかにし、次年度への取り組みにつなげておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔委員長より、各委員に意見、質問を求める〕

○委員

受診率の低さがどうしても気になります。把握するのは難しいことは再三お伺いしておりますが、職場で受診されている方、個人で受診されている方様々で、対象者がわからないのに受診勧奨をしてもあまり効果的でないような気がするのですが、把握はやはり難しいものなのでしょうか。

○健康推進課

自由記載欄にも書かせていただきましたが、今年度国の事業でがん検診意向調査を実施しております。これは、市民がどこで検診を受けているか、5年かけて実態を把握するというもので、市で受ける方については、その方にきちんと市の検診を受けていただけるような手立てを考えるというものです。この意向調査を今年度約1万人近い方に調査をさせていただいたのですが、結局返ってきたのは2,500人くらいでした。回収率が高くなかった

たので、市民がどこで検診を受けておられるかの把握は、非常に難しい状況です。

○委員

医療機関との連携とかは、やはり個人情報的に難しいですか。

○健康推進課

前にも一度確認したことがあるのですが、なかなか正確な数は難しいというような状況でした。

○委員

できる限り、対象者というのは絞り込んでおかないと、効果のほうも検証できませんし、難しいとは思いますが、よろしくお願いします。

○委員

がん検診事業について平成 27 年度までの目標値は達成していますし、不妊治療助成件数も達成できていますが、目標値を今後上げていくという方向性はないですか。

○健康推進課

総合計画の後期計画策定にあたって、今後目標値をどうするかについては、協議させていただき、実態に即した目標値をもう一度検討していきたいと考えております。

○委員

質問回答で、従前の個人通知の対象者に加え、30 歳 35 歳の男女の方に実施し、また個別通知の方法も封書から A4 判の拡大はがきに変更をしたら受診者が増えたというふうに書いてあるのですが、これはどのような効果があったのでしょうか。

○健康推進課

これまで封書で郵送させていただいていました。封書というのは、開けないと見ていただけませんが、A4 版の拡大はがきは、費用はかかっていますが、厚紙でカラー刷りの通知となっております。民間企業が出しておられるようなものでわかりやすく作りました。

目につきやすく、見ていただくだけで理解できます。例えば、6,000 円から 7,000 円ぐらいかかる健診が、1,000 円の自己負担で受けられますというように、注目をひくような書き方もさせていただいている。なぜ健診を受けていたかがいいかがわかるようななはがきを出したことで、受診者数が増えたと考えております。おそらく、封を開けなくてもすぐに目に触れるということで、増えたと分析しております。

○委員

啓発がすぐよい方向の数値につながっているので、評価できると思います。

○委員

質問回答に、計算式「40 歳以上人口 - 就業者数 + 農林水産業従事者人口 × 100」と書いてありますが、これは彦根市内の就業者数ということですか。

○健康推進課

現在は平成 27 年の国勢調査の確定値が出ておりませんので、平成 22 年の国勢調査の数字で計算をしています。彦根市の国勢調査の結果です。

○委員

彦根市で働いている方で住まれている方ではないという理解でいいですか。彦根市で住まれている方でかつ彦根市内で働いている方も就業者数ですか。域外から多少来ているのではないか、あるいは域外に通っている人がいるのではないかと思いました。

○事務局

国勢調査を担当していますので、事務局からお答えさせていただきます。就業数が把握できるのかというお尋ねですけども、国勢調査の質問の中に働いているか、働いていないか、また勤務先は市内か市外か等の質問項目があり、それが各々数値として示されますので、彦根市内にお住まいとお答えしていただいた中で働いている方が把握できるはずです。

○委員

この意味合いは、就業者数は会社で受けているという意味ですか。

○健康推進課

基本的には、二次産業、三次産業の方は職域で受けられます。国が示した推計計算式で出させていただいている数値を健康推進課として目標値に使っていますが、これはどちらか言うと、事業の評価をする目標値というよりも、市町村間の比較や、伸び率をみるためを使うものになっております。

○委員

目標を立てたところに受診率が向かっていっているということはすごく評価しています。でもこれ単純に対象者が増えている、と数字としてわかつていったときに、その人たちが仮に全員受診した場合でも、財政的な予算措置を圧迫する心配はないと算出されています。要は対象者が増えれば増えるほど、市がその分負担するということですが、制度としてそこは全然問題はなくて、大いにみんな受けてくださいという予算の用意をされているのですか。

○健康推進課

病気は早期発見、早期治療が大事です。受診が遅れたことで、心筋梗塞や脳卒中などのイベントを起こして病院に搬送されたときには、莫大な医療費がかかります。そうではなく、早期に受診していただいて、早期に発見し、脂質代謝異常や高血圧、あるいはがんでも前がん状態の段階で発見して、必要な人は病院にかかるていただいて治療費を抑えることが大切であると認識しています。

○委員

予防医療が大事というのはよくわかるのですが、今の説明だと、この事業そのものが本来目指すべきところは、市全体でトータルの医療費を抑えるというところが本来の目的だと考えるべきですよね。もちろん受診率が上がってすばらしいとは思いますが、そのことが本当に全体の医療費を抑えているというデータを示さない限り、この事業の効果が示せていないような気がします。単純に受診率があがっています、ということだけでこの評価をするのはもったいない気がしました。健診の受診率があがるにつれて、実際に医療費が下がってきており、予防医療はやはり効果があると証明し、だからこそ受診率を上げること

とに力を入れています、と持っていくのが本来だと思います。

○委員

受診率が向上したことによって、それをどう生かしておられますか。例えば栄養指導や成人病予備軍に対しての指導もされていると思うのですが、受診された方で悪い結果の出た人がどのような講座を受講することによって自分の生活が改善できたか等の検証をする際にも受診率が関わってくると思います。受診率が向上することによってもたらされたことについて、数字でなかなか示せなくても、何かわかったことを評価するような指標があるとわかりやすいと思いました。

○委員長

他にいかがですか。ないようですので、委員会としての評価を決めていきます。

まず、事前評価点数ですが、これにつきまして、変更ございましたらお願ひします。

ないようでございますので、集計表のとおりとさせていただきます。

次に、総括評価ですが、修正等ございましたらお願ひします。

では、ないようでございますので、事務局で取りまとめをよろしくお願ひします。

評価点変更なし

有効性 18.1 必要性 18.7 妥当性 15.0 効率性 15.0

〔今回評価予定施策の評価が全て終了。その他特になし。〕

〔次回連絡事項を伝達〕

【閉会】

会議録の確定	
委員長署名	大橋弘行

平成 28 年度 第 4 回彦根市行政評価委員会 出席委員

(五十音順)

氏名	備考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
西川 実佐子 (にしかわ みさこ)	しがNPOセンター 理事
松田 有加 (まつだ ゆか)	滋賀大学 准教授
森 雄二郎 (もり ゆうじろう)	聖泉大学 講師

